

特定非営利活動法人 仙塩広域連携ランドバンク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人仙塩広域連携ランドバンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県塩竈市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町・大郷町全域の空き家、空き地問題の解決に関する事業を行い、良好で快適な都市づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小規模連鎖型区画再編事業
- (2) 空き家バンク事業
- (3) 空き家、空き地の相談及び活用に関する事業
- (4) 上記事業に関する、Web、紙面を用いた情報提供事業

(5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの
- (3) 寄付会員 この法人の事業に寄付するために入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、又はこの定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上12人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回対面又はオンライン会議システムにより開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に対面又はオンライン会議システムにより開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法、オンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に対面又はオンライン会議システムにて開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第5項第5号の規定に基づいて招集するとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することとし、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的記録、オンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るもの除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財團法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 菊地 進

副理事長 森 博史

理事 阿部 仁

同 遠藤 紀子

同 佐藤 正昭

同 佐藤 雅博

同 志賀 勝利

同 杉原 崇

同 土見 大介

同 土井 儀憲

同 森 秀樹

監事 石川 良彦

同 渡邊 淳

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から令和6年5月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で定める。

役員名簿

特定非営利活動法人 仙塩広域連携ランドバンク

役名	(ふり 姓) 氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	菊地 すすむ		無
副理事長	森 博史		無
理事	阿部 ひとし		無
理事	遠藤 紀子		無
理事	佐藤 正昭		無
理事	佐藤 雅博		無
理事	志賀 勝利 (事務局長)		無
理事	杉原 崇		無
理事	土見 大介 (事務局次長)		無
理事	土井 優樹		無
理事	森 秀樹		無
監事	石川 良彦		無
監事	渡邊 淳		無

設立趣旨書

1 趣 旨

人口減少や高齢化により、全国的に空き家の件数が増加し、放置された空き家・空き地が安全面、衛生面、治安の面などから問題視されています。2015年に「空き家対策特別措置法」が施行されましたが、その後も空き家の件数は増え続け、平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数はおよそ846万戸となり過去最高を更新しました。

そのような中、この状況を問題視した事業者や市町議会議員が集い、放置空き家・空き地問題の解決に向けて検討を重ねてまいりました。検討結果を踏まえ、今後は空き家・空き地の適正な管理に関する啓発活動や実際の管理・利活用を行っていきたいと考えています。

活動を始めるに際し、今回、法人として申請するに至ったのは、前述の問題が市民の資産に関する問題であり、取り扱う事業者にはより高い信頼性と実務遂行能力が求められます。社会的に認められた公的な組織にすることで、対象となる市民の方々の信頼を獲得するとともに行政との連携を取りやすくし、より効果的な事業が行えると考えました。また、当団体の事業は営利目的ではなく、多くの市民の方々に参加していただくことが必要であることから、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することにより効果的な事業を行うことが可能となり、地域の空き家・空き地問題解決により大きく寄与することができると言えます。

2 設立に至るまでの経過

令和3年1月 周辺自治体の議員で構成される仙塩広域行政研究会にて空き家・空き地問題をテーマとすることを決定。

令和3年10月 上記研究会で先進地域である山形県上山市を視察。

令和4年12月 空き家・空き地問題解決のための団体設立に向けて市民や民間事業者に参画を募り、空き家・空き地問題解決グループを立ち上げ。

令和5年 2月 会員間で法人化の意思確認

令和5年 3月 設立総会開催

令和5年 3月 26日

特定非営利活動法人仙塩広域連携ランドバンク
設立代表者
住所又は居所

氏 名 南 土也 遼

令和5年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人仙塩広域連携ランドバンク

1 事業実施の方針

空き家・空き地利活用促進及び管理請負業務のためのパンフレットを作成し、活動地域内（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町、大郷町）において空き家・空き地利活用の啓発活動と当団体の事業紹介や相談業務を実施する。また、活動地域内における空き家・空き地の実態調査を実施し、調査結果を分析し、各地自治体に政策案を提言する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額（千円）
空き家・空き地利活用啓発事業	空き家・空き地の利活用について市民へ啓発活動を実施	令和5年3月26日～令和6年5月31日	各地町内会集会所等	2人	各地15人 延べ200人	155
空き家・空き地管理請負事業	空き家・空き地管理の代行	令和5年3月26日～令和6年5月31日	活動地域内 (前述参照)	2人	延べ5世帯	25
空き家・空き地実態調査研究事業	空き家・空き地実態の調査と各地行政への政策案の提言	令和5年3月26日～令和6年5月31日	活動地域内 (前述参照)	6人	各地域空き家所有者数 約1,000人	100

（2）その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額（千円）
墓参り・掃除代行事業	親族に代わり墓参りや、お墓の掃除を代行する	令和5年3月26日～令和6年5月31日	活動地域内 (前述参照)	2人	62
遺品整理事業	ご遺族等に代わり遺品整理を行う。	令和5年3月26日～令和6年5月31日	活動地域内 (前述参照)	2人	55

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人仙塩広域連携ランドバンク

1 事業実施の方針

空き家・空き地利活用促進及び管理請負業務のためのパンフレットを作成し、活動地域内（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町、大郷町）において空き家・空き地利活用の啓発活動と当団体の事業紹介や相談業務を実施する。また、活動地域内における空き家・空き地の実態調査を実施し、調査結果を分析し、各地自治体に政策案を提言する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
空き家・空き地利活用啓発事業	空き家・空き地の利活用について市民へ啓発活動を実施	令和6年6月1日～令和7年5月31日	各地町内会集会所等	2人	各地15人 延べ200人	155
空き家・空き地管理請負事業	空き家・空き地管理の代行	令和6年6月1日～令和7年5月31日	活動地域内 (前述参照)	2人	25世帯	150

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
墓参り・掃除代行事業	親族に代わり墓参りや、お墓の掃除を代行する	令和6年6月1日～令和7年5月31日	活動地域内 (前述参照)	2人	75
遺品整理事業	ご遺族等に代わり遺品整理を行う。	令和5年3月26日～令和6年5月31日	活動地域内 (前述参照)	2人	137

令和5年度（初年度）活動予算書

法人成立の日から令和6年5月31日まで

特定非営利活動法人 仙塩広域連携ランドバンク

科目	金額（単位：円）		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	260000	0	260000
賛助会員受取会費	50000	0	50000
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4 事業収益			
空き家・空き地管理請負事業収益	25000	0	25000
墓参り・掃除代行事業収益	0	10000	10000
遺品整理事業収益	0	70000	70000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
総経常収益計	335000	80000	415000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	55000	57500	112500
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	55000	57500	112500
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
広告宣伝費	60000	60000	120000
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	60000	60000	120000
事業費計	115000	117500	232500
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	100000	0	100000
法定福利費	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	100000	0	100000
(2) その他経費			
会議費	26000	0	26000
事務所費	39000	0	39000
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	65000	0	65000
管理費計	165000	0	165000
総経常費用計	280000	117500	397500
III 経常外収益			
当期経常増減額	55000	-37500	17500
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	55000	-37500	17500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			17500

令和6年度活動予算書

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

特定非営利活動法人 仙塩広域連携ランドバンク

科目	金額(単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	260000	0	260000
賛助会員受取会費	50000	0	50000
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4 事業収益			
空き家・空き地管理請負事業収益	160000	0	160000
墓参り・掃除代行業収益	0	60000	60000
遺品整理事業収益	0	175000	175000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	470000	235000	705000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	180000	152500	332500
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	180000	152500	332500
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
広告宣伝費	60000	60000	120000
旅費交通費	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	60000	60000	120000
事業費計	240000	212500	452500
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	26000	0	26000
事務所費	39000	0	39000
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	65000	0	65000
管理費計	65000	0	65000
経常費用計	305000	212500	517500
3 当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
2 経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額	165000	22500	187500
次期繰越正味財産額			0
			187500